

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 広島東宝ビル

(2) 所在地 広島市中区新天地2番9ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

東宝株式会社

代表取締役社長 島谷 能成

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和元年5月9日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年5月22日から同年9月24日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和元年9月24日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
株式会社エーアンドエス	代表取締役 白川 集一	東京都渋谷区千駄ヶ谷 二丁目 11 番 1 号	
株式会社上野商会	代表取締役 長谷川 文彦	東京都渋谷区代々木 二丁目 2 番 1 号	
ジョルジオアルマーニ ジャパン株式会社	代表取締役 笹野 和泉	東京都中央区銀座五丁目 5 番 4 号	平成 31 年 1 月 20 日 退店
株式会社フランス屋	代表取締役 安田 洋一	広島市中区幟町 3 番 58 号	
ギャップジャパン株式会社	代表取締役 スティーブン・セア	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 32 番 10 号	平成 31 年 1 月 14 日 退店
株式会社好日山荘	代表取締役 櫛木 裕二	兵庫県神戸市中央区浜辺 通二丁目 1 番 30 号	平成 31 年 3 月 31 日 退店

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
株式会社エーアンドエス	代表取締役 白川 集一	東京都渋谷区千駄ヶ谷 二丁目 11 番 1 号	
株式会社上野商会	代表取締役 長谷川 文彦	東京都渋谷区代々木 二丁目 2 番 1 号	
株式会社エフ・ディ・シー・ プロダクツ	代表取締役 瀧口 昭弘	東京都品川区上大崎二丁 目 19-10	平成 31 年 4 月 19 日 入店
株式会社フランス屋	代表取締役 安田 洋一	広島市中区幟町 3 番 58 号	